

12月は職場のハラスメント 撲滅月間です

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元バーコードまたは下記サイトフォームからお申し込みください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



職場におけるセクシュアルハラスメント
妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに関するご相談

三重労働局雇用環境・均等室へ
TEL 059-226-2318

パワーハラスメントに関するご相談はお近くの
総合労働相談コーナーへ

三重労働局総合労働相談コーナー
四日市総合労働相談コーナー
松阪総合労働相談コーナー

Tel: 059-226-2110
Tel: 059-351-1662
Tel: 0598-51-0015

津総合労働相談コーナー Tel: 059-291-6788
伊勢総合労働相談コーナー Tel: 0596-20-2164
伊賀総合労働相談コーナー Tel: 0595-21-0802
熊野総合労働相談コーナー Tel: 0597-85-2277

12月は職場のハラスメント撲滅月間です！

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がったり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。

事業主の方は、実効性のあるハラスメント防止対策を講じてください。また、働く人自身も、上司・同僚・部下をはじめ取引先等仕事をしていく中で関わる人たちをお互いに尊重することで、皆でハラスメントのない職場にしていくことを心がけましょう。

厚生労働省では、ハラスメントのない社会の実現に向けて、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施します。

その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」を12月5日(火)にオンラインで開催します。是非、ご覧ください。詳細はハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」でご確認ください。

職場におけるハラスメント対策シンポジウム

事前申込制
参加無料

配信日時 令和5年12月5日(火) 13時30分～15時15分(予定)

内容 専門家による「企業のカスタマーハラスメント対策について」の基調講演や、カスタマーハラスメント対策に取り組む企業の担当者から事例を紹介していただくパネルディスカッションなどを実施します。

●シンポジウムの詳細・参加申込はこちらから▶

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>



ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」では、研修資料、企業の取組事例等、企業におけるハラスメント防止対策を進める上で参考になる情報を掲載しています。ハラスメント関係資料ダウンロードコーナーには、職場のハラスメントの予防・解決に向けたパンフレット、リーフレット、ポスター等を掲載しています。職場での周知・啓発や研修等にご活用ください。

あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト

あかるい職場応援団

